	教育民生委員会記録
開会年月日	令和元年7月30日
開会時刻	午前 10 時 21 分
閉 会 時 刻	午前 10 時 38 分
	◎浜口和久 ○辻 孝記 宮﨑 誠 久保 真
	楠木宏彦 野崎隆太 福井輝夫 藤原清史
出席委員名	
	中山 裕司 議長
欠席委員名	なし
署名者	宮﨑 誠 久保 真
担 当 書 記	野村格也
	養業第29号 令和元年度伊勢市一般会計補正予算(第4号) (教育民生委員会関係分) 伊勢工性完教系、伊奈佐郡及び株字地は刑伊奈東郡
	伊勢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業 議案第30号 の運営に関する基準等に関する条例等の一部改正に ついて
	議案第31号 伊勢市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する 条例の制定について
審査案件	議案第 32 号 伊勢市立保育所における給食の実施に関する条例の 制定について
	健康福祉部長、健康福祉部次長、健康福祉部参事、こども課長
説明員	
	ほか関係参与

審査経過

浜口委員長が開会を宣告し、会議成立宣言の後、会議録署名者に宮崎委員、久保委員を 指名した。その後、直ちに議事に入り、本日7月30日の臨時会において審査付託を受け た「議案第29号 令和元年度伊勢市一般会計補正予算(第4号)中、教育民生委員会関 係分」外3件を審査し、すべての議案について全会一致で原案どおり可決すべしと決定し、 委員長報告文の作成については、正副委員長に一任することで決定した。

なお、詳細は以下のとおり。

開会 午前10時21分

◎浜口和久委員長

ただいまから教育民生委員会を開会いたします。

本日の出席者は全員でありますので、会議は成立いたしております。

これより会議に入ります。

会議録署名者2名は委員長において、宮崎委員、久保委員の御両名を指名いたします。 本日御審査願います案件は、お手元に配付の案件一覧のとおりであります。

お諮りいたします。

審査の方法につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

◎浜口和久委員長

御異議なしと認めます。そのように取り計らいをさせていただきます。

また、委員間の自由討議については、申し出がありましたら、随時行いたいと思います ので、よろしくお願いいたします。

【議案第 29 号 令和元年度伊勢市一般会計補正予算 (第 4 号) (教育民生委員会関係分)】

◎浜口和久委員長

それでは、「議案第 29 号 令和元年度伊勢市一般会計補正予算(第4号)中、教育民 生委員会関係分」を御審査願います。

補正予算書10ページをお開きください。

款3民生費を款一括で御審査願います。

御発言はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎浜口和久委員長

御発言もないようですので、款3民生費の審査を終わります。

次に、12ページをお開きください。

12ページから15ページの款11教育費を款一括で御審査願います。

御発言はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎浜口和久委員長

御発言もないようですので、款11教育費の審査を終わります。

以上で、議案第29号中、教育民生委員会関係分の審査を終わります。

続いて、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎浜口和久委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。「議案第29号 令和元年度伊勢市一般会計補正予算(第4号)中、教育民生委員会関係分」については、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

◎浜口和久委員長

御異議なしと認めます。

そのように決定いたしました。

【議案第 30 号 伊勢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等に関する条例等の一部改正について】

◎浜口和久委員長

次に、条例等議案書をお開きください。

1ページから 48ページの「議案第 30 号 伊勢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等に関する条例等の一部改正について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

楠木委員。

○楠木宏彦委員

今の条例改正案について伺いたいんですけれども、3点ほどあるんですけれども。

まず一つは、認可外保育施設の基準を中心に伺いたいと思うんですが、無償化の対象となるのは、本来内閣府令の基準を満たしているものだということだけれども、当分は、5年間は、それを猶予するということになっていると思うんですけれども。その内閣府令の基準というのは、保育者の資格についても、それから施設の面積の基準についても緩和されているものなんですけれども。市内に9カ所の認可外保育施設があるというふうにお聞きをしているんですが、これらについては、すべてのところでこの基準は満たしているというふうに見ているんでしょうか。

◎浜口和久委員長

こども課長

●堀川こども課長

お答えいたします。認可外保育施設9施設につきましては、現在の基準に違反している

等の指導はございません。 以上でございます。

◎浜口和久委員長 楠木委員。

○楠木宏彦委員

ということは、市でですね、独自の基準を定めない。内閣の文書ではですね、地域により状況が大きく異なることから、条例の制定も可能な仕組みになっていると、こういうものが出ているんですけれども、伊勢市としては、特に基準を設けないというふうな方針ですけれども、それが結局、基本的には指導基準を満たしているということで、特に設ける必要はありませんと、そういう意味でよろしいんでしょうか。

- ◎浜口和久委員長こども課長。
- ●堀川こども課長そういうことでございます。
- ◎浜口和久委員長 楠木委員。

○楠木宏彦委員

それから、この認可外保育所のほかにもですね、ファミリー・サポート・センターなどの事業についても、無償化の対象になりますけれども、やはりこれは無償化というのは国からお金が出るわけで、そういうところの安全基準だとか、そういったことについて、やはりある程度ですね、きちんと見てかないといけないと思うんですけれども、この点についてはいかがなんでしょうか。

◎浜口和久委員長こども課長。

●堀川こども課長

ファミリー・サポート・センターにつきましては、提供会員になっていただくためには、24時間程度の講座のほうを受けていただくということで、そういった知識のほうをつけていただいて、利用者の提供をしていただくということをやっております。その中で万が一、安全面っていう部分につきましては、補償の話になるんですけれども、そちらのほうについては、ファミリー・サポート・センターの委託契約におきまして、仕様書のほうに補償について入れております。施設における損害賠償責任、子供の傷害保険、提供会員の傷害保険について加入をすることとなっておりまして、すべてにおいて加入のほうをし

ていただいております。 以上ございます。

◎浜口和久委員長 楠木委員。

○楠木宏彦委員

補償についてはそういうことですけれども、ファミリー・サポート・センターの提供会員さんというのは、特に資格がなくても子供が好きで、子育てが終わって、子育てに関わろうと、そういうことで関わっていらっしゃる方が多いと思うんです。その質の担保についてはどうかなということで、今、御説明ありましたけれども、養成講座が行われているということで、私もその養成講座の中を見せてもらいましたけれども、非常にこう詳細にですね、保険のことから今の子供の心理的な問題も含めてですね、先ほど20何時間て言われましたっけ、ちょっと私計算してみましたら30時間ほどになっているんですよね。

もちろんその中でも保育の実習もあったりして、非常にこう充実した内容だと思いますし、それから、日常的なサポートって、全くプロじゃないわけですから大事だと思いますけれども、毎回1年終わるごとにセンターにレポートを出してってということで、非常にその辺についてもサポートの体制はしっかりしているんだと思います。そういう面では安心してもいいんではないかと思うんですけれど、ただ、無償化に当たってですね、このシステムが、保護者がまずこれを、サポートを受けて、それから一旦そこでお金を払ってですね、その後、市に申請をして、償還されるシステムだというふうにお聞きをしたんですけれども。

ですから、センターのほうでも、その子供がですね、保育の対象となっているかどうかっていうことについて、認定されていることについてはよくわからない面もあったりするみたいなんです。そういう点で、保護者がやはりそのことを無償化されているよっていうことがわかってないと申請もできないし、償還もされなくなるんですね。

やはり、すべての保護者がですね、この無償化の恩恵が受けられるような体制が必要だと思うんだけれども、そういう意味で、このファミリー・サポート・センターを利用される保護者の方々への周知、それについては、今どのような段階まで来ているんでしょうか。

◎浜口和久委員長

こども課長。

●堀川こども課長

ファミリー・サポート・センターを利用する方々への周知ということでよろしいかと思うんですけども、周知というところにつきましては、全ての方への周知がこれからというところになってきます。 9月1日の広報いせへの掲載の予定でありますとか、あとは3歳以上のお子様、ファミリー・サポート・センターにつきましては、預かり保育を利用されている方が無償化の対象となりますので、認定こども園、幼稚園、認可外保育施設など

、利用者の方が利用される場合、その施設において、また個々に利用者に対しても周知の ほうを行っていくということを予定しております。またそのファミリー・サポート・セン ターについては、そのセンターのほうにも、この無償化についての周知っていうところの 部分について、提供会員の周知っていうのも今後、行っていきます。

◎浜口和久委員長 楠木委員。

○楠木宏彦委員

はい、ありがとうございます。提供会員の方々がね、しっかりと知っていただいて、 実際に利用されるときに、保護者にもその話をしていただくという形で、ぜひともよろし くお願いしたいと思います。

次、二つ目の問題なんですけれども、この無償化によってですね、需要がまたこう高まるということは想定されると思うんですけれども、まず一つはですね、保育所と幼稚園で3歳という区切り方が違うんですよね。保育所のほうは、満3歳を迎えて、それからその次の4月1日から無償になるということなんですけれども、ところが、幼稚園は満3歳になった時点で無償になると。例えば、ことしの10月に満3歳になったら、その時点で幼稚園のほうは利用できるけれども、保育所については、4月1日まで待たないといけないと、そういうふうな形になっていると思うんですけども。そうすると、幼稚園のほうにですね、利用者が殺到するなんてことも考えられるんだけれども、その辺の対応については何か考えていただいてますでしょうか。

◎浜口和久委員長

こども課長。

●堀川こども課長

幼稚園につきましては、満3歳になりましたら、幼稚園のほうを利用できるところの無償化につきましては、今現在、満3歳利用していただいとるところにつきましては、私立の幼稚園が利用というふうになって、すべての幼稚園が満3歳から利用している状況ではございません。その辺りも施設の経営にも関係してくることでもございますので、またその施設のほうとも、そのあたりは相談しながら、相談を受けることがあれば、相談しながらちょっと対応をしていきたいと思います。

◎浜口和久委員長

楠木委員。

○楠木宏彦委員

このことでもう一つなんですけれども、これまで短時間保育を受けておられた家庭がですね、無償になったからといって長時間受けられるかっていう可能性もあると思うんですね。ただ、もちろん保護者の就労時間だとかそういった問題で、必ずしもうまくいかな

い面はあるかもしれませんけど、ただ、そういった面での、長時間保育への需要っていうのは、これも高まる可能性もあるんですが、その場合やはり、受け入れ側の保育士さんたちもですね、体制をしっかりと整えておかないと、ちょっと大変なことになると思うんだけれども。その辺について、どのように見てますでしょうか。

◎浜口和久委員長

こども課長。

●堀川こども課長

保育の短時間保育、長時間、標準時間と言っておるんですけれども、そちらの保育につきましては、まず保護者の就労等ですね、保育を必要とする部分についての認定というのを行っておりますので、それも現在でも、その都度、この短時間から標準時間への切り替えっていうのはございます。その都度やっておるところで、今現在としても保育士の体制を整えて、受け入れのほうやっておる、これからもそのようにやっていくというところでございます。

◎浜口和久委員長

楠木委員。

○楠木宏彦委員

現在でもそういう体制を整えていただいていると、今後また無償化されてもですね、 それほどそれで大きくならないということでしょうかね、やっぱりそういう、就労時間が それほど変わるわけでもないので。ということだと思うんですけれども、しっかりと対応 していただきたいと思います。

最後にですね、財源のことなんですけれども、これまで伊勢市ではですね、保育料を減免してきているということがあると思うんです。そしてさらに、国の算定基準よりも、伊勢市の場合、低い額で設定していただいているということなんですけれども、それに対して、今後無償化されますと、そういった部分に対応するお金も含めてですね、国庫負担金がですね、入ってくると思います。そうすると、今まで減免していた部分で、これまで低く設定していた部分についての額が上がってくるといいますかですね、その分、需要が出てくると思うんですけれども。その財源、どの程度あるというふうに見て入れていただいてますでしょうか。

◎浜口和久委員長

こども課長。

●堀川こども課長

そちらにつきましては、現在、国のほうの公示価格等が示されておりませんので、想 定のほうはできておりません。

以上でございます。

◎浜口和久委員長 楠木委員。

○楠木宏彦委員

ありがとうございます。国のほうの動きもですね、非常に遅いものですから、皆さん 方大変だと思うんですけれども。現実に財源が動く可能性もありますものですから、そう いったお金をですね、保育士さんの処遇改善とか、施設の整備とか、あるいはゼロ歳から 2歳児については、必ずしも無償にならない部分がありますよね、収入によってね。

そういった部分に関しては、もっと拡大していくことを考えていただいて、本当に安心して、子育てできるようなまちにしていただきますようにですね、どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

◎浜口和久委員長

よろしいですか。

他に御発言はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎浜口和久委員長

御発言もないようですので、以上で議案第 30 号の審査を終わります。 続いて、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎浜口和久委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。「議案第30号 伊勢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等に関する条例等の一部改正について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

◎浜口和久委員長

御異議なしと認めます。

そのように決定いたしました。

【議案第 31 号 伊勢市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の制定について】

◎浜口和久委員長

次に、49ページをお開きください。

49 ページから 53 ページの「議案第 31 号 伊勢市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の制定について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎浜口和久委員長

御発言もないようですので、以上で議案第 31 号の審査を終わります。 続いて、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎浜口和久委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。「議案第31号 伊勢市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の制定について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

◎浜口和久委員長

御異議なしと認めます。

そのように決定いたしました。

【議案第32号 伊勢市立保育所における給食の実施に関する条例の制定について】

◎浜口和久委員長

次に、54ページをお開きください。

54 ページから 57 ページの「議案第 32 号 伊勢市立保育所における給食の実施に関する条例の制定について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎浜口和久委員長

御発言もないようですので、以上で議案第 32 号の審査を終わります。 続いて、討論を行います。討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

◎浜口和久委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。「議案第32号 伊勢市立保育所における給食の実施に関する条例の 制定について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

◎浜口和久委員長

御異議なしと認めます。

そのように決定いたしました。

以上で、付託案件の審査は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

委員長報告文の作成については、正副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

◎浜口和久委員長

御異議なしと認めます。

そのように決定いたしました。

以上で御審査いただきます案件の審査は終わりましたので、これをもちまして教育民 生委員会を閉会いたします。

どうも御苦労様でございました。

閉会 午前10時38分

上記署名する。

令和元年7月30日

委 員 長

委 員

委 員